

平成 28 年 8 月 25 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 小寺 明

組合規約の一部変更について

当組合規約の一部を次のとおり変更する。

- 組合規約第 7 条（議員の任期）中、
「2 前項の任期は、選定又は選挙の日から起算する。」の次に「ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。」を加える。
- 組合規約第 31 条（理事会の決定事項）中、「(1) 組合会の召集及び」を削る。
- 組合規約第 52 条（一部負担還元金）を次のとおりに改める。
「この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和 32 年法律 42 号)附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。)) について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3～4（略）

5（削る）

5 還元金の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。支給手続きについては、付加給付支給手続規程を準用する。」

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月診療（療養）分から適用する。
ただし、平成 15 年 4 月 1 日前の診療（療養）分にかかる支給については、なお従前の例による。

- 組合規約第 56 条（家族療養費付加金）を次のとおりに改める。

「被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または、調剤報酬明細書若しくは第二家族療養費支給申請書各 1 件（法第 115 条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法 87 条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 2 に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3～4（略）」

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月診療（療養）分から適用する。

ただし、平成 15 年 4 月 1 日前の診療（療養）分にかかる支給については、なお従前の例による。

- 組合規約第 57 条（合算高額療養費付加金）を次のとおりに改める。

「法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法 87 条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））の額を合算することによる高額療養費（以下、「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各 1 件（一部負担金等の額（他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額）が別表 2 に掲げる者の区分に応じて定める額以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）につき、それぞれ別表 2 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3～4（略）」

（施行期日）

この規約は、認可の日から施行し、平成 15 年 4 月診療（療養）分から適用する。

ただし、平成 15 年 4 月 1 日前の診療（療養）分にかかる支給については、なお従前の例による。

この規約は、平成 28 年 9 月 1 日から施行されます。

以 上